

いのだが。
A. 現場を確認してから対応させていた
できます。

Q. 後期高齢者医療制度について、なぜ
実施に至ったのかも含めて詳しく教えて
いただきたい。

A. 現在、医療費全体のうち75歳以上の
高齢者にかかる医療費が半分を占めてい
ます。このままでは高齢者にかかる医療
費が莫大になり、医療制度がパンクして
しまいます。後期高齢者医療制度になる
と保険料は個人単位で納めることになり
ますし、都道府県単位で保険料の決定を
することは冒頭で申し上げました。例え
ば、A町の高齢者は健康で病気にかから
ないため医療費が少ないのに、B市の高
齢者は頻繁に通院し病院も掛け持ちして
いるため医療費が莫大だとします。保険
料は医療費をまかなうために県単位で徴
収するため、B市にかかる医療費が莫大
なために、A町の高齢者は自分が病院に
かかった以上に保険料を徴収されてしま
います。これでは不平等ですので、B市
は高齢者が健康になって医療費削減でき
るように、健康教室や食生活の改善を実
施しなければならぬ等のペナルティが
発生します。高齢者自らが自分の医療費
をまかなうために保険料を納めるため、
健康に対する意識改革をすることができ
ます。自ら健康を維持し、病院はタダだ
という今までの意識を改革することがね
らいでもあるようです。これからの時代
は、患者がきちんと医師を選べるかも大
切になってきます。自分にあった医師を

選択して必要最低限の医療費で治療でき
るよう皆さまも心がけてください。制度
についての詳しい説明は広報にも掲載し
ていますのでご覧ください。

Q. なぜアナログ放送から地上デジタル
放送に移行する必要があるのか。移行す
るには機器購入にお金もかかるし全くメ
リットがあるように感じられない。

A. 日本は携帯電話の普及もあって、電
波の空き容量がない状態だそうです。今
までのアナログ放送は、VHF帯を利用
して電波を飛ばしていましたが、地上デ
ジタル放送はUHF帯を使用しますので、
VHF帯に大きな空きができることにな
ります。この空きができることにより今
後更なる情報通信技術活用社会、情報化
社会の進展ができるということです。

Q. 全国一斉に学力テストが行われたと
聞いている。秋田県は全国トップの成績
だそうだが、藤里町の小学校はどの程度
の順位なのだろうか。

A. 順位については文部科学省より非公
開とするように指導を受けていますので、
この場で何位かお話しすることはできませ
ん。秋田県が全国トップの成績というこ
とで藤里町の小中学校の成績も非常に良
かったという表現でご理解いただければ
と思います。藤里町のように田舎の小さ
な町では、塾通いする生徒もほとんどい
ない中、このような結果が出ましたこと
は、先生の指導力、地域の皆さまのバツ
クアップがあつてのものだと思います。
また、藤里町は少人数学習や複数の先生

が一緒になって指導するT・Tなども行っ
ており、これらのことから勉強する環境
に恵まれているのだと感じています。

Q. 細田幹雄氏宅の近くに私の畑がある
のだが、毎年そこに除雪車が雪を置いて
いく。それについては構わないのだが、
春になって雪が解けると砂利が溜まって
おり寄せるのに一苦労する。町で砂利寄
せまで対応していただきたい。

A. 早急に現場確認して対応します。
(1月22日に事業課で本人と現場確認し
対応済み)

Q. 昨年の豪雨で大沢川上流が冠水し、
田んぼが水没して大変だった。上流部は
山が崩れ、土砂が溜まり川幅が狭くなっ
ており、そこに柳が生えてゴミや土が溜
まっている状態である。町として河川の
整備計画は進めているものか。

A. 現地を確認します。

Q. 農業についてだが、今のような状況
では農家をやっても儲けが少なく、むし
ろ赤字になることが多い。このよう
な状況では担い手は育たない。国ではい
ろいろな政策を打ち出してはいるものの、
解決できると思えない。町の農業の担
い手は町で育てるぐらいの政策をたてて
はどうか。

A. 認定農業者・組合法人の設立・集落
営農などで対応しているところ。農
作物の輸入、米の値段、米の消費量の低
下など様々な問題が絡み合っており非常
に難しい。農業関係の座談会が2月に予

定されているので、国の政策についてそ
ちらで聞いていただきたい。

● 1月23日(水)

藤琴地区……17名



総合開発センター

Q. 後期高齢者医療制度について、秋田
県は月額で5,000円程度ということ
なのか。それとも年額で5,000円程
度なのか。

A. 月額で5,000円程度ということ
です。全国平均は月額6,200円です
が、秋田県は所得水準が低いので5,0
00円程度となる見込みです。この金額
は軽減措置をしていない額ですので、軽
減対象となる方については、所得に応じ
て2・5・7割軽減された額で納付して
いただくこととなります。これはあくま
でも国民健康保険から後期高齢者医療制
度に移行する方の話です。

社会保険の扶養になっていた方々につ
いては、9月までの半年間免除になりま
す。10月からの半年間は9割軽減された
額での納付となり、その金額は1,90
0円ほどになる見込みです。